

令和6年度 医療従事者の負担軽減及び処遇改善に資する計画

1 勤務医の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

■達成 □未達成

項目	取り組み内容	令和5年度までの評価	令和6年度計画
医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担			
・診療看護師、特定行為看護師の配置	緊急外来での初療、手術の第2助手及び特定医行為等を行うことにより、医師の直接的な労務を減らし負担軽減を図る。	■ 緊急外来での初療、手術の第2助手及び特定医行為等を行っている。診療看護師は2名配置、R5年度までに職員10名が特定行為研修の受講修了している。また、R6年度分内示において、診療看護師2名増員許可となった。	診療看護師は4名体制とする。引き続き特定行為看護師の養成を行う。
・処方副作用、持参薬の確認、服薬指導	持参薬の鑑定及び服薬指導を行うことにより二重作業及び診療のタイムラグを防ぎ、医師の負担軽減を図る。	■ 持参薬の鑑定及び服薬指導、退院時薬剤情報管理指導を実施し診療支援を行っている。また、R6年度分内示において、薬剤師1名増員許可となった。	増員体制で更なる診療支援を実施する。
・病棟薬剤師の配置	病棟薬剤師を配置することにより、患者の薬剤情報の整理や服薬計画作成等を通じて医療安全の向上や二重作業及び診療のタイムラグを防ぎ、医師の負担軽減を図る。	■ 病棟薬剤師を配置し、診療支援を行っている。病棟薬剤業務実施加算の算定件数月平均がR4年度比で5.6%増加となった。また、R6年度分内示において、薬剤師1名増員許可となった。	増員体制により余裕を持って週20時間以上の病棟勤務に取り組めるようにし、更なる診療支援を実施する。取り組みにより病棟薬剤業務実施加算の算定件数の月平均をR5年度比で2%増加となるよう目指す。
・栄養サポートチームの設置	栄養サポートチームによる活動を通じて患者の栄養障害の防止や疾患の治療促進を図り、医師からの相談対応を行うことにより円滑な診療となるよう支援し、医師の負担軽減を図る。	■ 栄養サポートチームを組織し、診療支援を行っている。R5年8月に重心病棟を対象病棟に追加届出済み。また、R6年度分内示において、栄養士1名増員許可となった。	増員体制で更なる診療支援を実施する。R7年度栄養士1名増員に向けて申請を行う。取り組みにより栄養サポートチーム加算の算定件数の月平均をR5年度比で10%増加となるよう目指す。
・呼吸ケアチームの設置	呼吸ケアチームにより人工呼吸器の適正使用や安全確認、医師への提言を行うことにより円滑な診療を支援し、医師の負担軽減を図る。	■ 呼吸ケアチーム活動を拡大し、診療支援を行っている。また、R6年度分内示において、理学療法士1名増員許可となった。	増員体制で更なる診療支援を実施する。R7年度理学療法士1名増員に向けて申請を行う。
・医師事務作業補助者の配置	医師事務作業補助者を配置し、医師指示のもと診断書等作成や代行入力を行うことで医師の事務作業の補助支援を行う。更なる医師事務作業補助者の増員を行う。	■ 医師事務作業補助者の増員を行い、R5年度末には22名となった。R5年8月に配置基準30対1に上位基準届出済み。	3名の増員を行い、医師の診療支援及び施設基準の上位取得を目指す。
・DPC病名、がん登録の支援	診療情報管理室を中心として電子カルテシステムを活用しDPC病名入力確認作業、がん登録確認作業、R7年2月の電子カルテ導入による業務量増への対応を含め、勤務医の負担軽減を図る。	□ R5年度の増員はできなかったが、R6年度分内示において、診療情報管理士1名増員許可となった。	増員体制で更なる診療支援を実施する。R7年度診療情報管理士1名増員に向けて申請を行う。
・臨床工学技士による医療機器の管理	医療機器の保守点検を計画し、安全使用を目的とした保守点検を実施、医師の負担軽減を図る。	□ 増員申請を行っているが未許可。	引き続き臨床工学技士の1名増員申請を行う。
勤務体制等にかかる取り組み			
・勤務計画、連続当直を行わない勤務体制の実施	当直勤務割振りの偏りをなくし、連続当直とならないよう負担軽減を図る。	■ 当直割振りの偏りや2夜連続での割振りとなっていないか、勤務割の作成段階で事務職員がチェックを行っている。	引き続き実施する。
・前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）	適正な勤務時間管理を行い、出退勤時間の把握と休息時間の確保を確実に実施する。	■ R5年度から勤怠管理システムを導入し、確実な出退勤時間の把握と管理が可能となった。休息時間の確保ができる勤務割振りを作成している。	R6年度の宿日直許可取得に向けて労働基準監督署へ申請を行う。
・病状説明の時間内実施、複数担当医制の導入	病状説明を原則時間内に実施し、複数担当医制の導入により医師の時間外勤務時間削減を図る。	■ 院内掲示及びホームページへの掲載を行い、病状説明は令和4年3月から、複数担当医制は令和4年11月から施行している。	引き続き実施する。
・短時間正規職員の採用	育児短時間勤務等の短時間勤務制度を活用し、働きやすい職場を目指す。	■ 勤務時間に関する相談には速やかに対応している。育児や介護に関する当機構の制度を分かりやすく記載しているワークライフバランス応援ガイドブック（R4年10月作成（機構本部にて））を用いて説明を行っている。また、院内ネットワークにて制度を案内している。R5年度は常勤医師2名が短時間勤務制度を活用している。	引き続き実施する。

2 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

■達成 □未達成

項目	取り組み内容	令和5年度までの評価	令和6年度計画
看護師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担			
・看護補助者の増員	看護補助者と看護師が協働して、患者の日常生活の援助を行う。夜間看護補助者を配置し、看護師の夜勤帯の業務負担の軽減を図る。	■ 看護補助者を採用し、看護師以外でも対応可能な日常業務のシフトを行った。夜間看護補助者の派遣を継続し夜間帯の負担軽減ができています。	引き続きタスクシフト可能な業務を検討し、対象を拡大する。
・退院支援職員の増員	地域医療連携室の退院支援看護師・MSWが入退院支援体制を強化し、看護師の負担軽減を図る。	□ R5年度の増員はできなかったが、R6年度分内示において地域医療連携室看護師3名増員許可となった。	3名増員体制で更なる負担軽減を目指す。
勤務体制等にかかる取り組み			
・柔軟な勤務時間管理体制の継続	業務負担の偏りが生じないよう、早出・遅出勤務等幅広く勤務線表を作成し、状況に合わせた柔軟な勤務時間管理体制を継続する。	■ 必要な時間帯に職員を有効配置できるよう複数の線表を用意し、職員間の業務負担の偏りが最大限生じないよう勤務割振を行った。	変化する状況に合わせて、勤務体制の適宜見直しを行う。
・妊娠、育児、介護中の看護職員に対する配慮	院内保育所設置、夜勤の減免、育児時間や育児短時間勤務など各種制度の活用を促し、育児・介護と仕事の両立を可能とする。	■ 院内保育所を設置し職場復帰を応援している。育児や介護に関する当機構の制度を分かりやすく記載しているワークライフバランス応援ガイドブックを作成・周知している。職員のライフステージに合わせた多様なニーズに対応している。	職員からの相談には速やかに応じ、利用できる制度の紹介や両立支援のための応援体制をとる。